

内航海運業界における海上物流の適正化・生産性向上に向けた自主行動計画

2023 年 12 月
日本内航海運組合総連合会

日本内航海運組合総連合会を構成する組合員に所属する各内航海運業者においては、2021 年 5 月に成立した「海事産業強化法」により改正された内航海運業法、船員法、船員職業安定法及び関係法令等に基づき、海上物流の適正化・生産性向上を図るべく、次に掲げる諸事項に徹底的に取り組んでまいります。

なお、各取組のスケジュールは次図の通りです。

		2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	...
ガイドラインに基づく取組	業務時間の把握・分析	業務時間の把握・分析の取組み実施							
	長時間労働の抑制	長時間労働の抑制の取組み実施							
	運賃契約の書面化	運送契約の書面化の取組み実施							
	運賃と料金の別建て契約	運賃と料金の別建て契約の取組み実施							
	コスト上昇分や荷役作業等に係る対価の運賃・料金への反映に向けた取組み	コスト上昇分や貨物の受渡し等に係る対価の運賃・料金への反映に向けた取組み実施							
	契約内容の見直し	契約内容の見直しの取組み実施							
	下請取引の適正化	下請取引の適正化の取組み実施							
内航海運業界独自の取組	安定・効率輸送協議会への参加	安定効率輸送協議会への参加を実施							
	産業基礎物資の輸送品目毎の3つの部会への参加	産業基礎物資の輸送品目毎の3つの部会への参加を実施							
	関係機関と連携したモーダルシフトの推進	関係機関と連携したモーダルシフトの促進の取組み実施							

図1 内航海運業界における海上物流の適正化・生産性向上に向けた自主行動計画（行程表）

1 ガイドラインに基づく取組

■海上物流業務の効率化・合理化

①業務時間の把握・分析

荷主事業者による取組の前提として、運航時間、出入港作業時間及び荷役スケジュールによるバース待ち時間を把握・分析し、海上物流業務の問題・課題を明らかにするなど、生産性向上に向けた改善活動を実施します。

■労働環境改善に資する措置

②長時間労働の抑制

荷主事業者等からの依頼を受ける時点で、船員法等を遵守できるかどうか確認するとともに、他社に運送等を委託する場合にあっては、委託した下請事業者が船員法等を遵守できるかどうか確認します。船員法等を遵守できない事例が確認された場合には、原因分析、改善策の検討を行った上で、荷主事業者等との協議を実施します。

■運賃の適正収受に資する措置

③運送契約の書面化

運送契約は書面又はメール等の電磁的な方法を原則とします¹。

④運賃と料金の別建て契約

運送契約を締結する場合には、運送の対価である「運賃」と運送以外の役務等の対価である「料金」を別建てで契約することを原則とします²。

⑤コスト上昇分や荷役作業等に係る対価の運賃・料金への反映に向けた取組

船員の労務費、船舶建造費、船舶保守費用、燃料費等の運送に係るコスト上昇分や、荷役作業等への対価の実費については、実運送事業者が収受すべきものとして、荷主事業者等に対し、必要コスト負担について申し入れ、運送・取引条件の見直し提案などの協議を実施します。

また、他の内航海運業者に運送を委託する場合にあっては、当該事業者は、委託先の下請事業者が実運送事業者に対して実運送に係る必要な対価を適正に支払っているか確認します。

⑥契約内容の見直し

運送実態等と契約内容が整合していない場合、契約内容の見直しを実施します。

¹ 内航海運業法 第9条第1項及び第2項

内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン：<https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001470912.pdf>

² 内航海運業法施行規則第11条の2第2項：契約書式に記載しなければならない事項

⑦下請取引の適正化

下請に出す場合、③から⑥までについて対応することを求めるとともに、多重下請構造が適正な運賃・料金の収受を妨げる一因となることから、特段の事情なく多重下請による運送が発生しないよう留意します³。

2 内航海運業界独自の取組

■ 荷主との連携強化

① 安定・効率輸送協議会への参加

荷主との連携強化のため、荷主企業、内航海運業者、国土交通省から構成される「安定・効率輸送協議会」（事務局：国土交通省）に積極的に参加します。

② 産業基礎物資の輸送品目毎の3つの部会への参加

安定・効率輸送協議会の下に設置された産業基礎物資の輸送品目ごと（鉄鋼、石油製品、石油化学製品）の3つの部会において、具体的な貨物輸送における課題解決に努めます。

③ 関係機関と連携したモーダルシフトの推進

関係機関と連携しつつ、モーダルシフト促進のための取組みを実施します。

以上

³ 公益社団法人全日本トラック協会「トラック運送業における適正取引推進、生産性向上及び長時間労働抑制に向けた自主行動計画」（平成29年3月9日、令和4年12月26日改定）においては、「適正取引確保や安全義務の観点から、全ての取引について、原則、2次下請までに制限する。なお、2次下請は荷主からみて3つの事業者が取引に関与している状況をいう。」とされている。